

岡山県立玉島高等学校 いじめ問題対策基本方針

令和3年3月 改訂

いじめに関与する現状と課題

・本校におけるいじめの認知件数は年間数件ある。言い争いなど、いじめに発展しそうな事例は年々増加傾向にある。その多くはインターネット上で他人を中傷するような内容だが、近年SNSなどの書き込みによるトラブルも懸念されている。生徒の多くがスマートフォンを所持しているが、生徒のネット使用における基本的知識の欠如、情報モラルの低下や個人情報取り扱いについて基礎的な知識が不足しているのが現状である。現在、生徒課を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然に防止する取り組みをより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげた組織的な取り組みを行う必要がある。また、いじめを早期に発見し、適切に対処するための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた組織的な取り組みを推進するため、いじめ防止対策委員会には、生徒課長以外にも各課、室、学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、生徒のスマートフォン等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、情報モラルについての教育の推進を図る。

・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

・いじめの早期発見のために学期ごとにアンケートを実施し、面接週間とも連携が取りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報の教職員間での共有を図る。

◎生徒のChrome bookにSTOPitアプリを全員が導入し、生徒情報を集めやすい状況を作る。

<重点となる取組>

- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
- ・「いじめについて考える週間」において、生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
- ・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、全ての生徒に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA役員会や学校評議員会等を活用しいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・PTAや補導員の協力を得て、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のため、PTA対象の研修会を実施する。
- ・学校便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や校内の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

生徒	課
いじめ防止対策委員会	
<p><対策委員会の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となり、策生しいじめ事案への対応 <p><対策委員会の開催時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年3回学期ごと <p><対策委員会の内容の教職員への伝達></p> <ul style="list-style-type: none"> ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。 <p><構成メンバー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外 カウンセラー等 ・校内 校長、副校長、教頭、生徒課長、生徒課長補佐、教育相談室長、人権教育係主任、各学年主任、養護教諭等 	
全教職員	

関係機関等との連携

<p><県教育委員会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットハブロールによる監視 ・保護者支援のための専門スタッフの派遣 <p>【学校側の窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副校長、教頭 <p><玉島警察署></p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室の実施 ・定期的な情報交換、連絡会議の開催 <p>【学校側の窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒課長 <p><専門医療機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な指導のための情報交換と連携 <p>【学校側の窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談室長 <p><児童相談所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な指導のための情報交換と連携 <p>【学校側の窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談室長 	
---	--

学 校 が 実 施 す る 取 組

①	いじめの防止	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のための研修として、講師を招聘し、生徒のネット利用の状況や指導上の留意点についての研修会を行う。(生徒会活動) ・いじめについて考える週間において、生徒会執行部・生活指導委員会で生徒自らが考え、企画・実施する「いじめ防止の意識を高めるための取組」を実施する。(居場所づくり) ・日頃の授業や学校行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感が感じられる学校づくりを進める。◎hyper-QJ等の各種調査を有効に活用し、クラス活動における生徒状況把握に努める。(情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、教科「情報」や講演会により情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力に付けるための情報モラルを指導する。(道徳教育・人権教育) ・学年集会、全校集会で道徳や人権について講話をする。(日頃の授業) ・クラス単位のLHR等がいじめに対する考え方を身につけさせ、いじめは加害者と被害者だけの関係ではなく傍観者の存在がきわめて重要であることを認識させる。(実態把握) ・生徒の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施するとともに、生徒面談を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。(相談体制の確立) ・教育相談担当の教職員・スクールカウンセラーの存在を生徒に周知する。全ての教職員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒が受け取り見たりしたいじめを訴えたり、相談したりできるように体制を整える。 ・STOPitを有効活用し、早期問題解決を図る。(情報共有) ・生徒の気になる変化や行為があった場合、5W1Hの記録用紙をつくり、教職員間あるいは保護者も含めていつでも早急に情報共有できる体制をつくる。
②	早期発見	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ防止対策委員会を開催する。再びいじめが起こらないよう関係生徒の言動を学年や学校全体で把握する。必要に応じて警備等の関係機関へ相談する。 ・いじめられた生徒への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 (いじめた生徒への指導) ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であること、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせするなど、適切かつ毅然とした対応を行う。また、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。いじめた生徒の心のケアに留意する。 ・いじめの傍観者や無関心を装う生徒に対しては、正しい人権意識や秩序ある社会のルールに気づかせ、自ら問題を解決しようとする姿勢や態度を育てる。
③	いじめへの対応	